

第2回大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の
適正化に関する審議会 次第

日 時：平成26年12月25日（木）

午後3時00分

会 場：大阪市本庁舎屋上階P1 共通会議室

1 開 会

2 大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の状況等について

3 他都市の状況について

4 その他

5 閉 会

【配布資料】

- ・ 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会 委員名簿
- ・ 2回大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会 配席図
- ・ 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会規則
- ・ 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会傍聴要領
- ・ 大阪市のいわゆる「ごみ屋敷」の現状について
- ・ 他都市の状況について
- ・ 経済的支援にかかる要件・審査資料・審査基準(案)

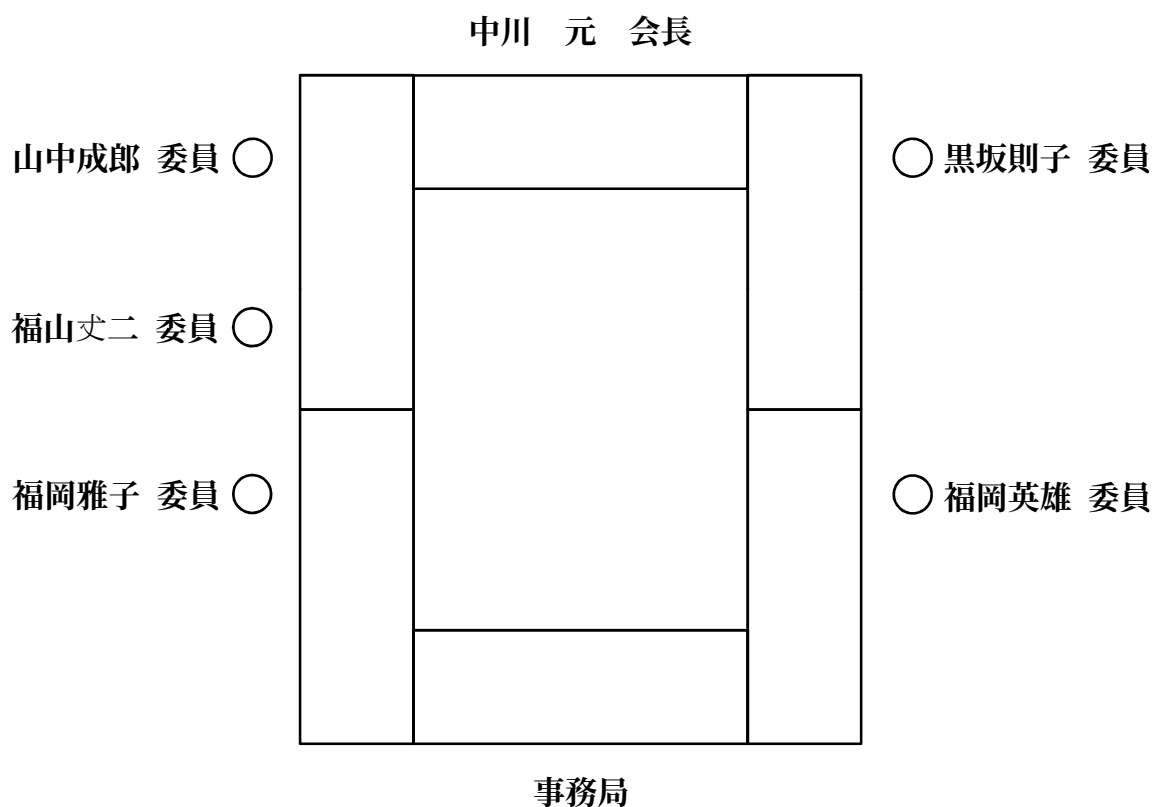
大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会
委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	役 職 等
会長	なかがわ はじめ 中川 元	弁護士
会長代理	くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学 法学部 准教授
委員	たがわ りょう 田川 亮	大阪市立大学医学部附属病院 病院講師
委員	ふくおか ひでお 福岡 英雄	大阪市民生委員児童委員協議会 副会長
委員	ふくおか まさこ 福岡 雅子	大阪工業大学 工学部 環境工学科 准教授
委員	ふくやま じょうじ 福山 丈二	薬学博士・臭気対策アドバイザー 武庫川女子大学ほか非常勤講師
委員	やまなか まさお 山中 成郎	大阪市社会福祉協議会 理事兼福祉総括室長

第2回
大阪市住居における物品等の堆積による
不良な状態の適正化に関する審議会 配席表（開催時）

日時：平成26年12月25日(木) 午後3時から
場所：大阪市役所本庁舎屋上階P 1 共通会議室



大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）第12条第6項の規定に基づき、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下、「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉局及び環境局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会規則第7条の規定に基づき、大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 傍聴を認める定員及びその決定方法は、審議会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申し出をしなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (2) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従わなければならない。

2 傍聴者がこの規定に違反した場合は、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申し入れがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を会議の開始前までに限り認め、会議の開始後は認めないものとする。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年7月7日から施行する。